

# 豊中市立刀根山小学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 本会は豊中市立刀根山小学校PTAと称し、所在地は大阪府豊中市刀根山5丁目2-1、刀根山小学校内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して学校・家庭及び社会における児童の幸福な成長をはかるため、

1. よい保護者、よい教職員になるように努める。
2. 学校と家庭及び会員相互の緊密な連絡によって児童の健全な育成に努める。
3. 児童の教育的な生活環境を充実することに努める。

## 第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は宗教及び政治活動、営利事業に関与しない。
2. 本会は自主独立のものであって、他の如何なる団体の支配も干渉も受けない。
3. 本会は児童青少年の福祉増進の為活動する団体と協力する。
4. 本会は教育行政に干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者、及び本校に勤務する教職員とする。

第5条 会員は総て平等の権利・義務を有する。

## 第5章 会計

第6条 本会の経費は会費によって支弁する。

第7条 本会の会費は一家庭につき月額350円とする。  
納入時期は学期毎とし、1学期分（4月～8月）は5月、2学期分（9月～12月）は9月、3学期分（1月～3月）は1月にそれぞれ納入する。

第8条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われ、会計年度末毎に会計監査を経て総会に決算を報告しなければならない。

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第6章 役員及び役員会

第10条 本会は次の役員をおき、会長又は代表は必要に応じて役員を召集する。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名  
又は共同代表3名～、書記2名、会計2名とする。  
役員の数人は役員会の合意を得て適宜決定する。

第11条 役員任期は1年とし、4月1日より翌年3月末日までとする。  
後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第12条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長又は代表は本会を代表し、総会、運営委員会を召集し議事の審議を司るとともにすべての委員活動の報告を受ける。
2. 書記は総会及び運営委員会の庶務を処理し、記録その他の書類を保管する。
3. 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の事務を処理し、総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
4. 欠員の場合は、その代理を役員内で務める。

## 第7章 運営委員会

- 第13条 運営委員会は、役員、各種委員会の正副委員長及び、教職員2名の委員を以って構成する。
- 第14条 運営委員会は、原則として定例とする。但し、会長又は代表は必要に応じて随時召集することができる。運営委員会は構成委員の過半数の出席によって成立し、議決は出席委員過半数の賛成による。
- 第15条 運営委員会は、本会の会則及び総会の決議に基づいて本会の活動を推進し総会に提出する議案の作成、各種委員会の活動計画の連絡承認、総合調査、その他会の重要事項について審議する。

## 第8章 委員会

- 第16条 本会には次の委員会をおく。
1. 学級委員会
  2. 文化体育委員会
  3. 広報委員会
  4. 生活環境委員会
  5. 地区委員会
- 第17条 各委員会の活動内容とその構成は次の通りとする。
1. 学級委員会・・・教室の美化・整備等、教師と保護者の連絡接触に努めるとともに、学校行事に協力する。
  2. 文化体育委員会・・・児童及び会員の健康増進と、文化振興の充実に関する事項を研究企画し実行する。
  3. 広報委員会・・・広報活動を通して会員の意思疎通を図り、会員意識の高揚に協力する。
  4. 生活環境委員会・・・児童学級における生活、会員相互の豊かな生活の振興及び学校教育環境の整備並びに改善を図り、本会の目的達成の為、自主的活動を企画実行する。
  5. 地区委員会・・・①児童の校外における生活の健全を図る為の事項を研究企画し協力して実践する。  
②地区会員の交流親睦を推進する。
- 第18条 本会が必要に応じ運営委員会の決議を経て各種常置委員を増減することができ又、特別委員会を設けることができる。
- 第19条 各委員会は委員及び若干名の教職員で構成する。

## 第9章 正副委員長及び委員会委員の選出

- 第20条 各種委員会の委員選出は次による。
1. 各種委員（ただし、地区委員を除く）は、1学期学級懇談会時に、担任立会いのもと学級の話し合いで、各学級毎に4名（学級2名、生活環境1名、文化体育又は広報1名）決定するものとする。  
その際、当年度の運営委員と前年度運営委員が、進行を補佐する。
  2. 原則として、各種委員はその一子について各種委員（ただし、地区委員を除く）の未経験者から選出するよう努める。
  3. 各種委員（ただし、地区委員を除く）が任期途中で欠員を生じた場合は、各学級の責任において後任者を補充する。
  4. 地区委員は各地区毎に若干名をおく。
- 第21条 各委員会の委員長・副委員長の選出は、本会則第10章によるものとする。
- 第22条 正副委員長の任期は1ヶ年とし、4月1日より翌年3月末日までとする。  
後任者の任期は前任者の残余期間とする。
- 第23条 正副委員長及び任務は次の通りとする。
1. 委員長は所属委員会を招集し、所管事項に関する審議及び庶務会計を司る。
  2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
  3. 各委員は所管事業計画を立てその活動の中心となる。

## 第10章 役員・各委員会正副委員長の選出

- 第24条 役員、各委員会の正副委員長の選出は次の通りとする。
1. 前年度中に運営委員会の責任において選挙管理委員会をおき、選挙管理委員は、別に定める細則により選出するものとする。尚、選挙終了と同時に解任される。
  2. 役員、各委員会の委員長・副委員長の選出は、立候補、推薦、学年選挙によるものとする。
  3. 役員、各委員会の委員長・副委員長は、選挙管理委員会の責任において前年度中に2の候補者の互選またはその他の方法により選出する。
  4. 欠員を生じた場合は、当年度運営委員会の責任において選出する。

## 第11章 会計監査

- 第25条 本会の経理を監査するために、会計監査委員を2名おき、任期は役員に準ずる。
- 第26条 会計監査委員は定例総会の同意を得て会長又は代表が委嘱する。但し、欠員が生じた場合は他の1名が代行することができる。運営委員会の同意を得て、代表が委嘱する。
- 第27条 会計監査委員は、年度の中間に定例監査を行い、年度末終了後に決算監査を行い定例総会に監査の結果を報告する。

## 第12章 総会

- 第28条 総会は本会の最高決議機関であって、全会員をもって構成する。
- 第29条 総会は会長又は代表が招集し定足数は委任状を含め会員の10分の1以上とし、出席者の過半数を以って決議することができる。
- 第30条 総会は、形式として対面、書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等、事前に運営委員会が定める方法にて、行うことができる。
1. 書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等による総会の場合、運営委員会は総会1週間前にすみやかに書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等による総会実施の通知および議案書の公開を行わなければならない。
  2. 書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等による総会の場合、議決権の行使は議決権行使書(電磁的方法を含む)により行うこととする。議決権行使書(電磁的方法を含む)は議案に対する賛否を記入できる書式(電磁的方法を含む)とする。
  3. 書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等による総会の定足数は、会員の10分の1以上の議決権行使書(電磁的方法を含む)の提出をもって定足とし、また提出者の過半数をもって決議することができる。
- 第31条 総会は次により行う。
- 定例総会
1. 新年度役員・各正副委員長の紹介
  1. 前年度事業報告
  1. 前年度決算報告・監査報告
  1. 新年度事業計画案の承認
  1. 新年度予算案の承認
- 第32条 総会は運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の10分の1以上の要求があった場合、会長又は代表は総会を招集する。議長は会員の中よりその都度選出する。

### 第13章 付 則

第33条 学校長及び正副会長又は代表は、総ての会合の所管事項につき発言することができる。

第34条 この会則は昭和61年4月1日より実施する。この会則に疑義を生じた場合は、運営委員会の解釈に従い、不満の点は一般社会通念によって補う。

第35条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は総会1週間前に通知しなければならない。

第36条 第9章第20条について、広報委員は2、4、6年、文化体育委員は1、3、5年で分担するものとする。分担学年について変更する場合は、運営委員会において決定することができる。

平成 6年 3月 8日	一部改正	4月1日より施行
平成 8年 3月11日	一部改正	4月1日より施行
平成 9年 3月10日	一部改正	4月1日より施行
平成10年 5月16日	一部改正	4月1日より施行
平成12年 3月 9日	一部改正	4月1日より施行
平成13年 3月17日	一部改正	4月1日より施行
平成15年 3月 7日	一部改正	4月1日より施行
平成19年 3月 8日	一部改正	4月1日より施行
平成23年 2月25日	一部改正	3月1日より施行
平成25年 5月10日	一部改正	9月1日より施行
平成26年 2月28日	一部改正	4月1日より施行
平成26年 5月10日	一部改正	6月1日より施行
令和2年 6月 3日	一部改正	7月1日より施行
令和3年 6月23日	一部改正	7月1日より施行
令和4年 6月22日	一部改正	7月1日より施行

# 選 挙 細 則

- 第1条 選挙管理委員は、立候補、投票又は抽選により選出する。尚、選出は一学期末までを目途とする。
- 第2条 会計監査委員は、当年度の選挙管理委員になることはできない。
- 第3条 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によるものとする。
- 第4条 選挙管理委員は、その任務上知り得た事実を秘密とし、これを漏らしてはならない。
- 第5条 選挙管理委員に欠員が生じた場合は、当年度の運営委員会の責任において選出する。
- 第6条 選挙管理委員は翌年より選挙管理委員の候補を辞退することができる。また、翌年より2年間に限り役員、各委員会の正副委員長及び、地区委員を除く各種クラス委員(学級・広報・文化体育・生活環境)の候補を辞退することができる。  
また、その一子(選挙管理委員に選出された児童の学年)については、地区委員を除く各種クラス委員の経験者と同じ扱いとする。
- 第7条 役員・各委員会の正副委員長(学級・広報・文化体育・生活環境・地区)は翌年より役員・各委員会の正副委員長および、地区委員を除く各種クラス委員、選挙管理委員の候補を辞退することができる。
- 第8条 役員・各委員会の正副委員長(学級・広報・文化体育・生活環境・地区)は、一定期間、当年度の運営委員会と学校長の協議により、学校行事の優先入場等の特典を得ることができる。
- 第9条 会計監査委員は翌年より役員・各委員会の正副委員長の候補を辞退することができ、また、翌年より5年間は選挙管理委員会及び各種クラス委員の候補を辞退することができる。
- 第10条 この規定に疑義を生じ改定の必要のある場合は運営委員会において改正することができる。
- 第11条 選挙管理委員は、原則として担当する年度(翌年)の役員、各委員会の正副委員長になることはできない。

平成 6年	3月 8日	一部改正	4月1日より施行
平成 7年	9月11日	一部改正	10月1日より施行
平成 9年	2月15日	一部改正	4月1日より施行
平成10年	2月 7日	一部改正	4月1日より施行
平成13年	3月 8日	一部改正	4月1日より施行
平成17年	7月12日	一部改正	9月1日より施行
平成19年	3月 8日	一部改正	4月1日より施行
平成22年	5月21日	一部改正	6月1日より施行
平成26年	2月28日	一部改正	4月1日より施行
平成26年	5月10日	一部改正	6月1日より施行
平成28年	3月 3日	一部改正	4月1日より施行
平成30年	6月 7日	一部改正	7月1日より施行
平成31年	3月10日	一部改正	4月1日より施行
令和 3年	3月31日	一部改正	4月1日より施行
令和 4年	9月17日	一部改正	10月1日より施行

## 【例】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
選挙管理委員	担当年度	選挙管理委員の候補を辞退できる【永久免除】					
		運営委員・クラス委員の候補を2年間辞退できる	2年以降も、その一子についてはクラス委員経験者とみなす				
運営委員	担当年度	選挙管理委員の候補を辞退できる【永久免除】					
		運営委員・クラス委員の候補を辞退できる【永久免除】					

## 慶 弔 規 定

第1条 会員及び児童の慶弔に関しては、共に慶び共に悲しみ、共に励まし、もって会員相互の理解と信頼を深め、PTA本来の目的達成の為、本規定を設ける。

第2条 会員及び児童、その他運営委員会、役員会で必要と認めたもの。

- 第3条
1. 会員及び児童の死亡に際しては、楯1対又は、同額をもって弔意を表す。  
但し、遠方の場合弔電をもって弔意を表す。
  2. 運営委員会、役員会で必要と認めたものについての慶弔の方法は、同委員会で決定する。
  3. PTA活動下及び学校管理化における、会員及び児童の事故傷病等により、入院治療の場合、見舞金として、5000円を贈る。
  4. 会員が不慮の事故災害を被った場合、運営委員会の決議を経て見舞金を送ることとし、その方法は運営委員会の協議による。
  5. 運用につき運営委員会の決定を待つ暇のない緊急な場合は、役員会で決定し運営委員会に事後承認を求めるものとする。

第4条 弔事の場合の会葬者は、原則として役員とする。但し、この規定に疑義を生じ、改正の必要のある場合は、運営委員会において改正することができる。

平成 8年 3月11日一部改正、4月1日より施行

# 非常変災時の措置について

豊中市立刀根山小学校

新年度に配布する、保存版「非常変災時の措置について」(家庭数)に準じます。  
そちらをご参照ください。